

基礎疾患のある方の安全・安心な妊娠・出産のための
療法支援に係る助成事業実施要綱

令和8年4月1日8福祉子母第3号

(目的)

第1条 本事業は、1型糖尿病と診断された方について、厳格な血糖管理が必要となる妊娠期間中、効果的な療法であるインスリンポンプ・AHC L等の使用に係る費用負担を軽減することで、より多くの方の活用を促し、もって1型糖尿病の女性の妊娠中の健康保持に寄与することを目的とする。

(対象者の要件)

第2条 本事業の助成対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第3条に定める費用請求に係る医療行為を受けた日（以下「起点日」という。）時点で、東京都（以下「都」という。）の区域内に住民登録をしていること。
- (2) 起点日時点で、妊娠の届出（母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条による妊娠の届出を指す。）以後であり、かつ、妊娠中であること。
- (3) 医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある、皮下インスリン注入（インスリンポンプ）療法を行っている1型糖尿病と診断された患者であり、そのことについて都が指定する診断書様式により医師による証明を受けていること。
- (4) 第3条に定める費用請求を受け、支払をしていること。
- (5) 本要綱に定める内容に同意すること。

(助成の対象となる範囲)

第3条 保険診療医療機関から請求された、間歇注入シリンジポンプ加算（診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号C152 間歇注入シリンジポンプ加算をいう。以下同じ。）及び持続血糖測定器加算（医科点数表の区分番号C152-2 持続血糖測定器加算をいう。以下同じ。）の1回の算定に係る費用について、別表1に掲げる金額を上限として当該対象者に助成するものとする。なお、同一月において、複数月の算定がされる場合には、当該算定月数分について助成するものとする。

2 前項の規定による医療費助成は、医療保険各法の規定により保険者から支給された高額療養費の額（保険者が定める規約の規定により支給された付加給付金等がある場合はその額を含む。）及び国または地方自治体の医療費助成制度等により助成を受ける額を控除するものとする。

(申請手続及び添付書類)

第4条 本要綱に基づく助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「基礎疾患のある方の安全・安心な妊娠・出産のための療法支援に係る助成事業実施要綱助成金申請書」(第1号様式)に以下に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

なお、申請は電子申請を原則とし、次に掲げる書類の原本の画像データを添付することとする。

- (1) 「糖尿病に係る診断書」(第2号様式)(申請日から12か月以内のものに限る。)
- (2) 申請者が記載された住民票の写し。ただし、起点日と申請日において住民登録をしている区市町村が異なる場合においては、併せて戸籍の附票又は住民票の除票を添付するものとする。
- (3) 第3条第1項に規定する助成対象額の支払と内訳を証明する領収書及び診療明細書。なお、それらで確認できない場合は、その他医療機関が発行する証明書を提出すること。
- (4) 交付者名、交付日及び申請者が記載されたページを含む母子健康手帳の写し
- (5) 妊娠が継続していること又は妊娠が終了したことを確認できる書類の写し(妊婦検診受診歴、出生届出済証明、死産証明書(死胎検案書)等)
- (6) 申請者が加入している医療保険の資格を確認できる書類
- (7) 申請者が加入している医療保険の限度額適用認定区分等を確認できる書類
- (8) 口座情報払(集合)による支払事務取扱要領(平成14年9月24日14出会第291号)第3条に定める第1号様式
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(申請期限)

第5条 申請は、やむを得ない事情がある場合を除き、第3条に掲げる費用請求を最後に受けた月の翌年同月末日までに申請するものとする。

また、申請日は、都が電子申請による受付を行った日とし、やむを得ない事情で郵送により申請した場合の申請日は、消印日とする。

(審査及び結果の通知)

第6条 知事は、第2条及び第3条に規定する要件等に照らして速やかに内容を審査し、助成の可否及び金額について、助成承認決定通知書(第3号様式)又は助成不承認決定通知書(第4号様式)により結果を申請者に通知する。

(支払)

第7条 知事は、第6条の規定による審査の結果、助成することを決定した場合は、速やかに助成する額を申請者に支払うものとする。

(承認決定の取消し及び返還)

第8条 知事は、申請者が次のいずれかに該当したことが確認できた場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、支給した助成金について、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の額に過誤額が確認されたとき。
- (3) その他、知事が必要と認める事由が発生したとき。

2 知事は、前項の規定により取消しをしたときは、助成承認決定取消通知書（第5号様式）により、速やかに対象者宛てに通知する。

(延滞金)

第9条 申請者は、第8条第1項各号により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(雑則)

第10条 助成金の交付に関しては、本要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによるものとする。

(その他)

第11条 知事は、この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項について別に定めることができる。

附 則（令和8年4月1日付8福祉子母第3号）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表 1

算定項目	助成金額
C152 間歇注入シリンジポンプ加算	8,000円
C152-21 イ 間歇シリンジポンプと連動する持続血糖測定器 +プログラム付きシリンジポンプ加算(C152-2)	12,000円
C152-21 ロ 間歇シリンジポンプと連動する持続血糖測定器 +プログラム付きシリンジポンプ加算(C152-2)	16,000円
C152-21 ハ 間歇シリンジポンプと連動する持続血糖測定器 +プログラム付きシリンジポンプ加算(C152-2)	18,000円
C152-22 イ 間歇シリンジポンプと連動 <u>しない</u> 持続血糖測定器 +C152 間歇シリンジポンプ加算	10,000円
C152-22 ロ 間歇シリンジポンプと連動 <u>しない</u> 持続血糖測定器 +C152 間歇シリンジポンプ加算	14,000円
C152-22 ハ 間歇シリンジポンプ連動 <u>しない</u> 持続血糖測定器 +C152 間歇シリンジポンプ加算	16,000円

第1号様式（第5関係）

基礎疾患のある方の安全・安心な妊娠・出産のための療法支援に係る
助成事業要綱助成金申請書

基礎疾患のある方の安全・安心な妊娠・出産のための療法支援に係る助成事業実施要綱の内容に同意した上で、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
また、申請内容について、必要に応じて東京都が医療機関へ照会することに同意します。
なお、虚偽の申告や、過誤の支給が判明した場合は、助成金を返還することに同意します。

記

申請者	(ふりがな) 氏名	生年月日 (申請日時点年齢)	
	()	年 月 日 (歳)	
申請者住所	郵便番号 () 電話 ()		
費用助成に係る医療行為を受けた日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	※記入欄が足りない場合は、別紙に記入すること。	
健康保険の限度額適用区分	区分 ア・イ・ウ・エ・オ (年 月 日 ~ 年 月 日)		
	区分 ア・イ・ウ・エ・オ (年 月 日 ~ 年 月 日)		
高額療養費の有無	有・無	付加(附加)給付金の有無	有・無
公費負担医療の有無	有・無	公費負担医療について償還払いの有無	有・無

申請者
氏名

申請額

金 _____ 円

※高額療養費及び付加（附加）給付金、公費負担医療の給付がある場合は、その金額を控除します。

年 月 日

東京都知事 殿

申請受付日

決 定
年 月 日
承認 ・ 不承認

- (注) 1 太枠の中を記入してください。
2 申請者は要綱に定める対象となる医療行為を受け、費用の請求を受けた本人としてください。
3 出産した後の費用は対象となりません

糖尿病に係る診断書

1. 患者基本情報

患者氏名	(ふりがな)	男 ・ 女	〒	—
	昭・平 年 月 日生(歳)		電話番号	()

2. 病型・病態の判定

区分	内容
<input type="checkbox"/> 1型糖尿病	1型糖尿病と診断されている患者で医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある、皮下インスリン注入療法を行っている者

※「内容」を満たす者に限る。

上記のとおり診断します。

令和 年 月 日

医療機関名

所在地 〒

電話番号

診断医師名

印

助成不承認決定通知書

第 年 月 日
号

様

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった助成金の申請について、基礎疾患のある方の安全・安心な妊娠・出産のための療法支援に係る助成事業実施要綱に基づき審査した結果、下記のとおり不承認とすることを決定したので通知します。

記

不承認理由

助成承認決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

東京都知事

年 月 日付けで承認決定した基礎疾患のある方の安全・安心な妊娠・
出産のための療法支援に係る助成事業実施要綱に基づく助成については、以下の理
由により、助成承認決定を取り消しますので、通知します。

記

取消しの理由

取消しによる対応

口座情報払（集合）による支払事務取扱要領

平成14年9月24日

14出会第291号

改正	平成14年11月29日	14出会	第426号
	平成15年4月1日	14出会	第723号
	平成17年4月1日	16出会	第778号
	平成19年3月30日	18出会	第796号
	平成19年10月1日	19会管会	第376号
	平成20年10月24日	20会管会	第387号
	平成21年1月9日	20会管会	第550号
	平成23年3月31日	22会管会	第722号
	平成31年4月25日	31会管会	第70号
	令和2年9月30日	2会管会	第339号
	令和3年7月15日	3会管会	第289号
	令和4年3月29日	3会管会	第853号
	令和5年12月21日	5会管会	第1060号
最終改正	令和7年3月25日	6会管会	第1452号

(通則)

第1条 口座情報払による支払のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすもの（以下「口座情報払（集合）」という。）については、この要領の定めるところによる。

- (1) 複数の債権者に対して支払を行うもの
- (2) 債権者の預金口座に係る口座番号その他の口座情報（以下「口座情報」という。）を集合依頼人明細ファイルに入力し、支払の都度口座情報を財務会計システムに登録した後、当該口座情報を利用して支払を行うもの

(振込先金融機関の範囲)

第2条 振込先金融機関は、全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関の内国為替取引を行う国内本支店等とし、振込先預金口座は、依頼人名義の普通預金口座、当座預金口座、貯蓄預金口座又は別段預金口座とする。

(支払金口座振替依頼書の徴取)

第3条 収支命令者は、口座振替の方法により支払を受けることを希望する旨の債権者からの申出は、支払金口座振替依頼書（新規・変更用）（第1号様式。以下「振替依頼書」という。）によってこれを受けるものとする。なお、次に定める電子情報処理組織を使用する方法により行われた申出は、振替依頼書による申出とみなす。

- (1) デジタル庁が運営する補助金申請システム（J グランツ）
- (2) 農林水産省が運営する農林水産省共通申請サービス（eMAFF）
- (3) 個人番号カードの公的個人認証を利用した本人確認を行う以下のシステム

ア 個人向け補助金等申請のデジタル化においてデジタルサービス局長が指定したシステム

- 2 収支命令者は、新規の振替依頼書を徴取した後、債権者の口座情報に変更があったときには、変更の振替依頼書を徴取すること。

(口座情報の集合依頼人明細ファイルへの入力等)

- 第4条 収支命令者は、債権者から新規の振替依頼書を徴取したときは、記載内容を確認の上、口座情報を集合依頼人明細ファイルに入力すること。
- 2 収支命令者は、債権者から変更の振替依頼書を徴取したときは、記載内容を確認の上、口座情報の変更内容を集合依頼人明細ファイルに入力し、変更前の口座情報を削除すること。
 - 3 収支命令者は、債権者が当該経費の支払対象でなくなったときは、債権者本人の申出を受けず、職権で、集合依頼人明細ファイルに入力されている口座情報を削除することができる。

(口座情報の管理等)

- 第5条 収支命令者は、債権者から徴取した振替依頼書及び口座情報を入力した集合依頼人明細ファイルを「個人情報の保護に関する条例」及び関係する規程に従い、当該支払に係る決定文書と併せて適正に管理するとともに、当該文書の保存期間満了後は、速やかに廃棄しなければならない。

(口座情報の財務会計システムへの登録等)

- 第6条 収支命令者は、支出命令書を発行しようとするときは、口座情報を入力した集合依頼人明細ファイルに支払金額を入力し、当該口座情報及び支払金額を財務会計システムへ登録するものとする。
- 2 収支命令者は、支出命令書を発行しようとするときは、債権者から徴取した振替依頼書に記載の口座情報と、財務会計システムに登録した口座情報とに相違がないかどうかについて調査確認すること。
 - 3 収支命令者は、支出命令書を会計管理者に送付するときは、債権者別明細書（東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第28号様式）に代えて、財務会計システムから出力される集合依頼人明細登録確認書（第2号様式）を請求書とともに添付すること。

(会計管理者及び指定金融機関の事務処理)

- 第7条 会計管理者及び指定金融機関の事務処理は、口座情報払支払事務取扱要領（平成18年4月1日付17出会第789号。以下「口座情報払要領」という。）の第6条及び第7条に定める手続によること。

(データ伝送不能及び振込中止の場合の事務処理)

- 第8条 データ伝送不能及び振込中止の場合の事務処理は、口座情報払要領の第8条及び第9条に定める手続によること。

附 則

この要領は、平成14年10月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年5月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式において現に残存するものについては、なお使用することができる。その際、修正が必要な場合は、所要の修正を加えるものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年7月30日から施行する。

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式において現に残存するものについては、なお使用することができる。その際、修正が必要な場合は、所要の修正を加えるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附属様式

第1号様式 支払金口座振替依頼書（新規・変更用） 第3条関係

第2号様式 集合依頼人明細登録確認書 第6条関係

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる_____は口座振替により受領することを希望
します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所
(連絡先電話番号 ())
氏名 (印)

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄、9別段

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。